

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第一百一号）第十八条第一項の規定により、次のとおり農用地利用集積等促進計画を認可しました。

令和七年一月二十四日

奈良県知事 山下 真

一 農用地利用集積等促進計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		住所	賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称			
株式会社DIAMO N D C A S T	宇陀市	宇陀市室生小原一二四番、一四一〇番及び一四一二番	
株式会社DIAMO N D C A S T	宇陀市	宇陀市室生深野一五九六番、一六〇六番、一六〇九番、一六一〇番、一六四八番、一六四九番、一六五〇番及び一六五五番	
東 利正	宇陀市	宇陀市菟田野稲戸一二八番	
山本 孝	山辺郡山添村	宇陀市室生下笠間三三三五番及び三一一三八番	

二 認可年月日

令和七年一月十四日